

重要事項変更説明書

この書面は監督員へ2部提出してください(1部は押印後、受注者へ返却します)。

建築士法22条の3の3に該当する場合のみ契約課への提出(押印がなされているもの)が必要となります。

令和 年 月 日

相模原市長 あて

建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明しましたが、以下の項目に変更が生じたので報告します。

1 受託業務名称

2 変更事項

変更箇所	変更前	変更後	変更理由

(説明をする建築士)

氏 名 (印)

資格等 ()建築士 管理建築士 所属する建築士

相 模 原 市
業 務 担 当 課 受 領 印

上記『説明をする建築士』に記載されている建築士から、建築士免許証(免許証明書)の提示のもと重要事項変更の説明を受け、重要事項変更説明書を受領しました。